

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鮭川村長 元木 洋介

市町村名 (市町村コード)	鮭川村 (6366)
地域名 (地域内農業集落名)	川口地区 (左道集落、鶴田野集落、川口集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月2日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化に伴う離農等により、農業者自体が減少している。併せて、担い手の高齢化、若年層の新規参入者もおらず、地域の労働力は減少している。そのような中で、地域農業の現状を、地域住民全体で共有し、集約や振興作目を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

川口集落、鶴田野集落については、比較的平場の圃場が多いため、水稻栽培を維持していくが、その中で分散した圃場を地域農業者間に話し合い、集約化を推進していく。
左道集落は、中山間地であるため、アスパラガス等の園芸作目の団地化を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域及びそこに隣接する農地を農業上の利用が行われる農地とし、宅地や山林に挟まれた農地は保全地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、今後も農業経営を継続していく意思のある比較的若年層の担い手農業者の集約化を促進していく。担い手農業者間の話合いのもと、振興作物や団地化に向かう。
(2)農地中間管理機構の活用方針
積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
随時、ニーズ調査を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関(県・JA・やまがた農業支援センター、山形県農業会議)と連携を図り、経営体への支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合と支援援助について、協議していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--